

令和 3 年 第 5 回 新富町農業委員会会議録

(令和 3 年 5 月 28 日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 3 年 第 5 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 3 年 5 月 28 日 (金)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 3 年 5 月 28 日 午後 3 時 00 分 議長 閉会 令和 3 年 5 月 28 日 午後 3 時 30 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	○
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	黒木 義博	×
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	×
	5 番	水筑 祐子	○	13 番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	×
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		13 番 猪俣 忠 15 番 長友 嘉美				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	○			
	補 佐	福重 和泉	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第20号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 ただ今から、令和 3 年第 5 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 5 名であります。定足数に達しております。

議長 4 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、13 番 猪俣忠 委員、15 番 長友嘉美 委員を指名いたします。

議長 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第 3、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■■、譲渡人は■■■■■さん他、計 3 名、申請地は■■■■■■■■■ほか計 3 筆、畑の合計 1,577 m²、所有権移転で、申請内容は太陽光発電施設、パネル面積は 524.86 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。第 2 種農地で土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■■円となっております。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 3 番 山口弘安 委員

山口 それではその 1 について、3 番山口が現地調査の報告をします。
現況は住宅に囲まれており、何ら問題ありません。

議長 つぎに、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、畑の 437 m²、所有権移転で、申請内容は倉庫及び駐車場、申請
理由は議案書に記載のとおりです。第 2 種農地で、土地代は周辺宅地・
既存建物込みで■■■■■円となっております。なお、申請地に既存建物
がかかっているため一部追認となっております。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 10 番 川野國廣 委員

川野 その 2 について、10 番川野が現地調査の報告をします。
申請地は今回売買される住宅地の続き地となっており、問題ないと
判断しました。

議長 担当委員の補足説明はないでしょうか。

安藝 ありません。

議長 つぎに、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、畑の 428 m²、所有権移転で、申請内容は倉庫及び駐車場、申請
理由は議案書に記載のとおりです。第 2 種農地で、土地代は無償となっ
ております。なお、申請地の一部にコンクリートで乗り入れ口が築造し
てあるため、一部追認となっております。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 4 番 藤井貞敏 委員

藤井 それではその 3 について、4 番藤井が現地調査の報告をします。
申請地は住宅地内にあり、隣接住宅の駐車場ということで、何ら問題ありません。

議長 つぎに、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 4 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■
■■、畑の 595 m²、所有権移転で、申請内容は太陽光発電施設、パネル面積は 341.03 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。第 2 種農地で、土地代■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 16 番 前田章男 委員

前田 それではその 4 について、16 番前田が現地調査の報告をします。
申請地は住宅地に囲まれており、何ら問題ないと判断しました。

議長 ただ今、議案第 17 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 17 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 17 号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第 18 号 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その 1 からその 3 について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。
その 1 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■■■、田の合計 50 m²、公告年月日は令和 3 年 6 月 21 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、芳野京子委員と猪俣忠委員との共同あっせんとなっております。

その 2 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■■■、田の 330 m²、公告年月日は令和 3 年 6 月 21 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも芳野京子委員と猪俣忠委員との共同あっせんとなっております。

その 3 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■■■ほか計 2 筆、田の合計■■■■m²、公告年月日は令和 3 年 6 月 28 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも芳野京子委員と猪俣忠委員との共同あっせんとなっております。説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 18 号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 18 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 18 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 からその 14 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。
その 1 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が

■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の■■■■■㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その2につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計4筆、畑の合計7,537㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その3につきましても、譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計3筆、畑の合計■■■■■㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日、経営規模拡大で親子間使用貸借、個別案件となっております。

その4につきましても、譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計16筆、田の合計が16,169㎡、畑の合計が30,899㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日、経営規模拡大で親族間使用貸借、個別案件となっております。

その5につきましても、譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計3筆、畑の合計13,207㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その6につきましては、譲受人が認定法人の■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計2筆、畑の合計5,750㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その7につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計4筆、畑の合計11,495㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、十文字案件となっております。

その8につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計10筆、畑の合計9,707㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その9につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計2筆、畑の合計6,488㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、北原牧案件となっております。

その10につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の5,040㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、北原牧案件となっております。

その11につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の2,201㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日、賃借権設定で10アール当たり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、北原牧案件となっております。

その12につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の1,056㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和13年5月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、北原牧案件となっております。

その13につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の1,822㎡、公告期間は令和3年6月1日から令和8年2月28日、賃借権設定、粳の物納で反当■■kg、経営規模拡大で8月末支払い、個別案件となっております。

その14につきましては、再設定ですので、説明は省略します。
以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第20号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第19号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第19号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 20 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。

申請人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、登記地目が畑、現況が原野の 78 ㎡、申請理由につきましては、現在農地以外の土地となっており再生困難で、今後も農地として利用できないためです。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 4 番 藤井貞敏 委員

藤井 それでは、4 番藤井が現地調査の報告をいたします。

現地は確かに農地以外の土地となっており、再生困難であることを確認しました。

議長 ただ今、議案第 20 号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 20 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員すので、議案第 20 号については承認されました。

議長 以上をもちまして、令和 3 年 5 月 28 日開会の第 5 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

令和 3 年 5 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 猪俣 忠

署名委員 長友 嘉美